

[資料] 給食費の改定について

1. 給食費の改定を行う経緯

法令により、給食に要する食材料費の実費は、給食費として保護者が負担することとなっています。(学校給食法第 11 条)

【食材料費の状況】

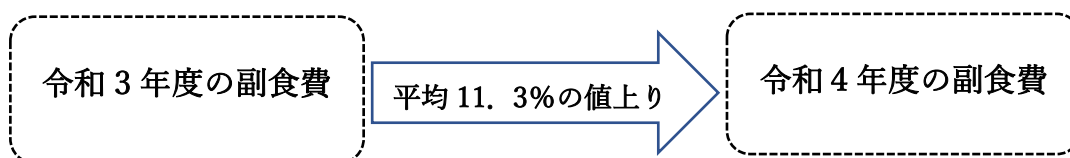
- 牛乳を含む副食にかかる食材料費の価格が年々上昇。
- 平成 31 年の消費税増税（8%⇒10%）の際に値上げをせず、その後も献立の工夫や物資の選定で食材費を抑制し、給食費を据え置いてきました。しかし、長期化するコロナ禍やウクライナ情勢による燃料費の高騰など、食材料費の高騰に歯止めがきかない状況が続いています。



給食水準を維持するため、給食費の引上げが必要

2. 給食費の引き上げ額算出方法

副食にかかる食材料費の価格の値上がりに伴い、給食費を改定。



◎値上がった率（平均 11.3%）の分、給食費の副食相当額部分を改定

3. 給食費の引き上げ額

区分	月額	保護者負担分 (主食費)	町負担 (副食費)
現 行 額	3,300 円/月 (一食 250 円)	800 円/月 (一食 100 円)	2,500 円/月 (一食 150 円)
改 定 額	3,800 円/月 (一食 290 円)	800 円/月 (一食 100 円)	3,000 円/月 (一食 190 円)
引 き 上 げ 額	500 円/月 (一食 40 円)	引上げなし	500 円/月 (一食 40 円)

4. 今後の予定

○今回の引き上げ額について

町負担（副食費）の引き上げのため、保護者の皆さまの実負担分（主食費）に変更はありません。

町負担（副食費）の引き上げ額は、令和4年10月～令和5年3月まで、公費（新型コロナウイルス感染症対策補助金【物価高騰分】）により、補助を行いません。



令和4年2学期の給食費の保護者負担分（主食費）は無償化により、保護者の皆さまの負担はありません。

なお、令和4年3学期の給食費は、「現行額」をご負担いただく予定です。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。